

お知らせ

筆界特定申請の標準処理期間について

当局における、筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な処理期間（以下「標準処理期間」という。）について、下記のとおり定めたので、お知らせします。

なお、個々の筆界特定の事案にあっては、関係者の多寡や内容の複雑性・困難性により、解決に必要な期間は異なるものと考えられますが、標準処理期間と照らして冗長とならないよう留意することとします。

記

標準処理期間 6 か月

平成18年1月20日

佐賀地方法務局長